



九 第十条の八第一項の規定による猟銃又は空氣銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空氣銃を同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十一 第十八条の二第一項の規定による承認を受けた刀劍類の製作をする者がその製作したものを製作のために従つて所持する場合

十二 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索發射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の製造を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。）がその製造に係るもの（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合については、次号に規定する捕鯨用標識銃等販売事業者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十三 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製作をする者（以下「クロスボウ製造事業者」といふ。）がその製造に係るもの（当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のために所持する場合）を業務のため所持する場合

十四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者（以下「クロスボウ販売事業者」といふ。）がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、第四条の規定による許可を受けた者（以下「クロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合）を業務のため所持する場合

十五 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出た輸出のための刀劍類の製作を業とする者がその製作に係るもの（当該刀劍類について輸出の取扱いを委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

十六 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出た輸出のための刀劍類の製作を業とする者がその製作に係るもの（当該刀劍類について輸出の取扱いを委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

十七 第四条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻醉、と殺又は漁業、建設等の所持の許可を受けた者の監督の下に入命救助、動物麻醉、と殺又は当該産業の作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の從業者で、その法人の業務のための所持についてこれららの規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」といふ。）は、前項の規定にかかるわらず、許可に係る銃砲等を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。

十八 第一項第四号の六、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定する者の使用人（当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。）がそれぞれ当該各号に規定する者の業務のため所持する場合

十九 第十条の五第一項の規定による拳銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃実包を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

二十 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする銃砲）について、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するものが、当該銃砲に適合する拳銃実包を当該業務のため所持する場合

二十一 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

二十二 前二号の所持に供するため必要な細目は、内閣府令で定める。

二十三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「拳銃部品」といふ。）を所持してはならない。

二十四 法令に基づき職務のため拳銃を所持することができる者がその職務のため所持する場合



二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受けた場合

三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けたことができる拳銃実包を譲り受ける場合  
(発射の禁止)

第四条 百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。)であつて内閣府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物において拳銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該拳銃等を発射する場合は、この限りでない。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空氣銃(空氣拳銃を除く。)又はクロスボウを所持しようとする者(第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。)

二 人命救助、動物麻醉、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻醉銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃その他産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二 動物麻醉又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする者

三 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲等を所持しようとする者

四 國際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の拳銃射撃競技又は空氣拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当

五 國際的又は全国的な規模で開催される政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技会における運動競技の審査用信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猿銃等射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

六 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しようとする者

七 祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般的の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

八 演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲等（拳銃等を除く。以下この項において同じ。）又は刀剣類を所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

九 博覽会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

十 都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持に関する危害予防上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 第一項第四号の政令で定める者が行う推薦は、國家公安委員会規則で定める数の範囲内において行うものとする。

4 第一項第四号、第八号及び第九号の規定による許可是、政令で定めるところにより、期間を定めて行うものとする。

5 法人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に第一項各号に規定する用途に供するため銃砲等又は刀剣類を持たせようとする場合における同項の規定による許可については、現に銃砲等又は刀剣類を持持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないものとする。

(許可の申請)

第六条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等又は刀剣類の種類（内閣府令で定める獵銃の種類を含む。）

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 その他内閣府令で定める事項

前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認知機能検査)

第六条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の中の者は、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指

**第四条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲等又は刀剣類が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獵銃又は空氣銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ずることができる。

(許可の基準)

**第五条** 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはそとの添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一 十八歳に満たない者(空氣銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者)

二 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気とし政令で定めるものにかかるつては、介



都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る猟銃がライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。

一 守猟又は有害鳥獣駆除の用に供するため

一 第五条の三の二第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの  
二 クロスボウの取扱いに関する、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者  
(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)

**第五条の三** 都道府県公安委員会は、政令で定めることにより、その管轄区域内に住所を有するところにより、(獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会)

前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）  
ければならない。

---

ライフル銃を所持しようとする者にあつては、ライフル銃による獣類の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者又は継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けている者

る者で、第四条第一項第二号の規定による獣銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けようとするともの又は第七条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者としてて、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得せらるための講習会を開催するものとする。  
一 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令  
二 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い  
都道府県公安委員会は、政令で定めるところ

により、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができること（技能検定）

第二条 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならぬ。前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めることによりて、期間を定めて、許可する。

るライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

により、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、当該都道府県公安委員会に届け出住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出、  
其間正月書の書換によることと定め。

により、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができること。

**第六条** 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならぬ。

**第二項** 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものと読み替えるものとする。  
**(許可証)**

**第七条** 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可を下す場合は、許可証

を失つた日以前において継続して第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けている期間と前項第二号若しくは第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による獵銃の所持の許可を受けている期間とを通算して「十年以上同号」とする。都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号

4 て講習會了証明書の書換え又に再交付を受けることができる。  
都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習會の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。  
(クロスボウの取扱いに関する講習会)  
**第五条の二** 都道府県公安局委員会は、政令で定めるとところにより、その管轄区域内に住所を有する。

**(技能検定)**

**第五条の四** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするもの（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対し、都道府県公安委員会が指定する猟銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条（第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。）及び第五条の一（第三項、第六項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

**3** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

**4** 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。

**（猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習）**

**第六条** 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

**第四条の二（第二項を除く。）**の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合においては、同一の「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。  
(許可証)

**第七条** 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条の第一項第一号の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可をするとき又は同号の規定によるクロスピボウの所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスピボウの所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該件

の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空氣拳銃である場合には、当該空気拳銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対

有する者で、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三第二項の規定による当該許可の

(技能検定)

**第五条の四** 都道府県公安委員会は、政令で定めることにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするもの（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く）に対し、都道府県公安委員会が指定する猟銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条（第一項第一号及び第二項から第四項までを除く）及び第五条の一（第三項、第六項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

3 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。

(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習)

**第五条の五** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許

**第六条** 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

**第三条** 第四条の二（第二項を除く。）の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。  
(許可証)

**第七条** 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合は、該

い。する政令で定める運動競技会の空気拳銃射撃競技のための空気拳銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に関する必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

- 一 クロスボウの所持に関する法令
- 二 クロスボウの使用、保管等の取扱い

**(技能検定)**

**第五条の四** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするもの（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対し、都道府県公安委員会が指定する猟銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条（第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。）及び第五条の一（第三項、第六項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

**2** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

**3** 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。

**(獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習)**

**第五条の五** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。

**2** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した一部を政令で定める者に行わせることができる。

**第六条** 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものと読み替えるものとする。  
(許可証)

**第七条** 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による獵銃若しくは空気銃の所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合は、内閣府令で定める手続により、速やかにその旨を住所地の(前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。)又はよりつま湯町三丁目現在地。

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

**(技能検定)**

**第五条の四** 都道府県公安委員会は、政令で定めることにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするもの（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対し、都道府県公安委員会が指定する猟銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条（第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第三項、第六項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

3 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。

**(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習)**

**第五条の五** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に關する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

**第六条** 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

3 第四条の二（第二項を除く。）の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。

（許可証）

**第七条** 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可をするときは又は同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合は、内閣府令で定める手続により、速やかにその旨を住所地（前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証の書換え又は再交付を受けなければならぬ。許可証の様式は、内閣府令で定める。



は当該拳銃部品を適法に所持することができる者に売り渡し、贈与し、若しくは返還し、若しくは廃棄する等該拳銃部品を所持しないこととするための措置を執らなければならない。この場合における当該拳銃部品の所持については、当該期間に限り、第三条の二第一項の規定は、適用しない。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

3 前項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置された拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の完渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあっては、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。）又は当該拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくは当該拳銃部品を相続により取得した者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第五条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合においては、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた獵銃若しくは空氣銃又はクロスボウを所持する者が当該許可に係る獵銃若しくは空氣銃又はクロスボウを武器等製造法の獵銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、当該許可と共にしなければならない。

3 前項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置された拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の完渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあっては、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。）又は当該拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくは当該拳銃部品を相続により取得した者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

4 第九条の二 都道府県公安委員会は、射撃場のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行う銃砲の種類ごとに内閣府令で定める基準に適合し、かつ、当該射撃場を設置する者及び管理する者並びにその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものを、当該射撃場を設置し、返納しなければならない。（指定射撃場の指定等）

第五条の三 都道府県公安委員会は、射撃場として指定することができる。都道府県公安委員会は、指定射撃場が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一条の申請の手続その他指定射撃場の指定（獵銃等射撃指導員）

4 第二条の二 都道府県公安委員会は、獵銃又は空氣銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、獵銃等射撃指導員として指定することができる。

第五条の四 都道府県公安委員会は、獵銃に係る銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者若しくは教習射撃場を設置する者に譲り渡す場合においては、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規定は、適用しない。

3 第二条の三 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

4 第二条の四 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

第五条の五 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第二条の五 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

4 第二条の六 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

5 第二条の七 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

第五条の六 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第二条の七 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

4 第二条の八 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

5 第二条の九 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

第五条の十 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第二条の十 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

4 第二条の十一 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

5 第二条の十二 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。



五 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定、前条第二項において準用する第九条の七第二項、第四項若しくは第五項の規定又は前条第三項の規定に違反した場合

六 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項又は前条第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

都道府県公安委員会は、前項の規定により第九条の九第一項の指定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられた獣銃（教習用備付け銃であるものを除く。）又は空氣銃の提出を命じ、提出された獣銃又は空氣銃を仮領置するものとする。

前項の規定により獣銃又は空氣銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者から当該獣銃若しくは空氣銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該獣銃又は空氣銃を適法に所持することができるものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該獣銃又は空氣銃をその者に返還するものとする。

第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により、当該射撃場を設置する者又は其の者から当該獣銃又は空氣銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該獣銃又は空氣銃を適法に所持することができるものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該獣銃又は空氣銃をその者に返還するものとする。

#### 第四条の十三 政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるもののうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二に規定するため、当該獣銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空氣銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所（氏名及び生年月日、当該獣銃等射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けたる者）

（年少射撃資格の認定）

認定証の返納）

（年少射撃資格の認定）

</

擊場又は練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

二の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、危害予防上必要な措置が執られている場合

所として内閣府令で定めるものにおいて、当該許可に係る用途に供するため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合

三 第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者（前三号に規定する者を除く。）が、当該許可に係る用途に供するため使用する場合

四 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

四 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。

五 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。

（射撃技能の維持向上）

第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。

二 前項に定めるもののほか、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。（銃砲等の構造及び機能の維持）

第十条の三 第四条の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲等を当該銃砲等に係る第五

条第三項の政令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四条第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、この限りでない。

（銃砲等及び実包等の保管）

第十条の四 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条、第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の委託をする場合その他の正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲等を自ら保管しなければならない。

一 前項の規定による銃砲等の保管は、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならぬ。ただし、狩猟のため内閣府令で定める基準に適合する保管設備がない場合は、この限りでない。

二 前項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管してはならない。

三 前項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管してはならない。

四 前項に規定する建物があつては、同法第二条第一項に規定する建物の部分内に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。

五 第十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。次項において同じ。）の保管を委託しなければならない。

一 第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

二 第四条第一項第四号の規定による拳銃の所持の許可を受けた者

三 第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十  
八歳未満である者

四 第四条第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

（帳簿）

第十条の五の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で

定めるとおり、帳簿を備え、当該猟銃に

適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したとき

は、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

第十条の六 都道府県公安委員会は、第十条の四

規定期により保管する銃砲が猟銃である場合にお

いて、盗難の防止その他危害予防上当該猟銃又

は、当該猟銃に適合する実包の保管の状況を調査

する必要があると認めるときは、その必要な限

度において、警察職員に、当該猟銃又は当該猟

銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管

を求めることができる。

第十条の七 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の八 第四条第一項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の九 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十一 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十二 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十三 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十四 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十五 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十六 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十七 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十八 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の十九 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十一 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十二 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十三 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十四 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十五 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十六 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十七 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十八 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の二十九 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十一 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十二 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十三 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十四 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十五 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十六 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十七 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十八 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の三十九 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十一 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十二 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十三 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十四 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十五 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十六 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十七 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十八 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の四十九 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の五十 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

この限りでない。

第十条の五十一 第二項から第四項までの規定は、

第三号の規定による許可を受けた者が許可に

係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、

<p>4 クロスボウ保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>5 第一項及び前項の届出に関する必要な細目は、内閣府令で定める。</p> <p>(指示)</p>
<p><b>第十一条の九</b> 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行つてないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。</p> <p>2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の人への規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用していないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができます。</p> <p>(許可の取消し及び仮領置)</p> <p><b>第十二条</b> 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>1 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分(前条第一項の指示を含む)又は第四条第二項の規定に基づき付された条件に違反した場合</p> <p>2 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至った場合</p> <p>3 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合</p> <p>4 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至った場合</p> <p>5 第五条の二第四項第一号に該当することによりライフル銃の所持の許可を受けた者が同号に該当しなくなつた場合</p>
<p>6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わいで当該許可に係る空気銃を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該猟銃等射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。</p> <p>7 クロスボウ射撃資格者が第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わいで当該許可に係るクロスボウを所持した場合は、都道府県公安委員会は、当該クロスボウ射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するための注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。</p> <p>8 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、当該拳銃部品についても提出を命じる。</p>
<p>9 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けている者(当該許可を受けている者の所在が不明である場合に、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当該銃砲等若しくは刀剣類を返領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを返領置することができる。</p> <p>10 許可が取り消され、かつ、前二項の規定において、許可が取り消された者から売渡し、贈与、返還等を受けた者(武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者以外の者にあつては、当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者に限る)が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。</p> <p>11 許可が取り消されなかつた場合は、都道府県公安委員会は、第八項の規定により返領置した場合においては、许り返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。</p> <p>12 第八条第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により返領置した拳銃部品を返領置した場合において、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これらの規定により返領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持していた者に返還しなければならない。</p>
<p>13 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により返領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を返領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條第十項」と読み替えるものとする。</p> <p>(年少射撃資格の認定の取消し)</p> <p><b>第十二条の二</b> 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じる。</p> <p>1 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至った場合</p>



貸付け若しくは保管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研修若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の届出を受理した場合においては、速やかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれららの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれららの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けはならない。

(刀剣類の製作の承認)

第十九条の二 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、その住所の所在する都道府県の教育委員会(政令で定める場合にあつては、文化庁省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、文部科学省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による承認をした場合は、速やかにその旨を都道府県公安委員会に通知しなければならない。

4 第一項の承認に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

第十九条及び第二十条 削除  
(所持の態様についての制限)  
第二十一条 第十条(第二項各号を除く。)の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲

又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

第二十一章 雜則  
(譲渡の制限)

第二十二条の二 武器等製造法の武器製造事業者、獣銃等製造事業者若しくは獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人が第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類(第三条第一項第六号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

2 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、第三条の七の規定により譲渡しができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類を譲り受けた場合においては、准空気銃の所持による場合を除いては、模造刀剣類(金属で作られた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第三条第一項第六号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

2 第二十二条 何人も、業務その他の正当な理由による届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

(模造拳銃の所持の禁止)

第二十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(事故届)

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

2 警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

3 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めることができる。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合において同じ。を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者(使用者を含む。)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

3 前項のただし書の届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

(準空気銃の所持の禁止)

第二十五条 銃砲等又は刀剣類等の一時保管等の所持の目的の模擬銃器の所持の禁止)

第二十六条 銃砲等又は刀剣類等を携帶し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示

であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者の譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用者を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

五 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十七条 何人も、業務その他の正当な理由による届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

(模造拳銃の所持の禁止)

第二十八条 何人も、模造拳銃(金属で作られ、かつ、拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下この項目において同じ。)を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者(使用者を含む。)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

2 前項のただし書の届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

(銃砲刀剣類等の一時保管等)

第二十九条 銃砲刀剣類等を携帶し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

又は獣銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者の譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用者を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

五 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(事故届)

第二十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第三十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第四十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第五十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第六十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第七十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第八十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十五条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十六条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十七条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十八条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十九条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第九十九条及び第二十条 削除  
(所持の態様についての制限)  
第二十一条 第十条(第二項各号を除く。)の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲



て準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合には、「第27条第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第27条第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類」と読み替えるものとする。  
（報告微収及び立入検査）

**第二十七条の二** 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、  
指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めることができる。

**2** 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二の各号若しくは第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の届出に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、第九条の七の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは空気銃を保管しているかどうか、若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保管場所について、第十条の八の二第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

**3** 第十条の大第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

**（警察官等による拳銃等の譲受け等）**

**第二十七条の三** 警察官又は海上保安官は、拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、その所属官署の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火薬類取締法の規定にかかわらず、何人からも、拳銃等若しくは拳銃部品を譲り受け、若しくは借り受け、又は拳銃実包を譲り受けることができること。

**（記録票の作成等）**

**第二十八条** 第三条第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲等（火縄式銃砲等の古式銃砲を除く。）を管理する責任を有する者（以下この条において「銃砲等の管理責任者」という。）は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

**2** 銃砲等の管理責任者は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

**（猟銃安全指導委員）**

**第二十八条の一** 都道府県公安委員会は、継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、猟銃安全指導委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

**2 猟銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。**

一 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者に対し、当該猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二 警察職員が第十三条の規定により行う猟銃の検査に關し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。

三 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で國家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

**3** 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を執らなければならない。

**（審査請求の制限）**

**第二十九条の二** 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、審査請求をすることがない。

**（権限の委任）**

**第三十条** この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令に

前項に掲げる職務を適正に行うために必要な限度において、猟銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供することができる。

**4 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。**

**5 猟銃安全指導委員は、名誉職とする。**

**6 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員に対する職務の遂行に必要な研修を行うものとする。**

**7 都道府県公安委員会は、猟銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。**

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 猟銃安全指導委員たるにふさわしくない非行があつたとき。

**（都道府県公安委員会に対する申出）**

**第二十九条** 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動その他又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に對し、その旨を申し出ることができる。

**2 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、適當な措置を執らなければならない。**

**（審査請求の制限）**

**第三十一条** 第三条の十三の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に處する。

**（内閣府令への委任）**

**第三十二条** この法律に定めるもののか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項（古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関するものを除く。）は、内閣府令で定める。

**（第五章 罰則）**

**第三十三条** 第三条の十三の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に處する。

**2 前項の違反行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を實現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十三条の三第三項において同じ。）により反復して行われるもの）をいう。以下この条において同じ。）の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十三条の三第三項において同じ。）として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為を行つた者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。**

**3 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。**

**第三十四条** 第三条の四の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に處する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十一条の三** 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上前の有期懲役に処する。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百円以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

**第三十一条の四** 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十一条の五** 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持する者が当該拳銃等を提出して自首したときは、当該拳銃等の所持についての第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

**第三十一条の六** 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、十一年以下の懲役又は二百万元以下の罰金に処する。

**第三十一条の七** 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の八** 第三条の三第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の九** 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十** 第三条の三第一項の規定に違反して拳銃実包を所持する者が当該拳銃実包を提出して自首したときは、当該拳銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該拳銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の各号の未遂罪は、罰する。

**第三十一条の十一** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等(拳銃等及び獣銃)を除く。第四号及び第三項において同じ。又は刀剣類を所持したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき。

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

**第三十一条の十二** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十三** 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資本、艦船又は航空機(以下この条において「資本」という。)を提供した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十四** 第三十一条の二第三項及び二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

**第三十一条の十五** 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと受け取った場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十六** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等(拳銃等及び獣銃)を除く。第四号及び第三項において同じ。又は刀剣類を所持したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき。

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

**第三十一条の十七** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合は、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十八** 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受けた者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十九** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第三十一条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと受け取った場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと受け取った場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃等として譲り渡す場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。



定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（昭和三七年九月一日法律第一号）抄

- この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法による不服申立てとみなす。
- 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- この法律の施行前にされた行政の処分での裁決等について、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（昭和三八年三月二二日法律第二号）抄

- （施行期日）この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（昭和四〇年四月一五日法律第四号）抄）

- （経過規定）この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在
- 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一円以下の罰金に處する。
- 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後に用いられない。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （附 則（昭和四一年六月七日法律第八〇号）抄）

- （施行期日）この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。（経過規定）
- （附 則（昭和四一年六月七日法律第八〇号）抄）

（附 則（昭和四一年六月七日法律第八〇号）抄）

- （経過規定）この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。
- （附 則（昭和四六年四月二〇日法律第四八号）抄）

（附 則（昭和四六年四月二〇日法律第四八号）抄）

- （経過規定）この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の規定による新法第一項第二号の規定による救命索発射器の所持の許可とみなす。

2 この法律の施行の際現に麻酔銃について改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による所持の許可を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「新法」という。）第四条第一項第二号の規定により当該麻酔銃について所持の許可を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猶銃を所持している場合において、当該猶銃が新法第五条の二第三項のライフル銃であるときは、当該許可を受けている者については、この法律の施行の日から五年間は、当該ライフル銃に関する限り、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該許可は、同項の規定が適用されることとなつた日に、その効力を失う。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五二年六月一日法律第五七号）抄

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定及び第三十七条の改正規定（第三十二条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（経過措置）

3 （施行期日）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二十四日法律第五六号）

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条第四項及び第五条の二第二款

二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

4 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際に旧法第四条第一項第一号の規定による猶銃又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対し、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかるわざ、その者に対し、当該許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持するすべての猶銃又は空氣銃の許可を記載したものその者が現に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

5 この法律の施行の際に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猶銃又は空氣銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の一の規定にかかるわざ、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

6 この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二十四日法律第五六号）抄

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（経過措置）

2 この法律の施行の際に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条第四項及び第五条の二第二款

る部分を除く。）、第八条の改正規定（本法又

ハ本法ニ基キテ發スル總理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る。）、第八条ノ二の改正規定及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十九条の改正規定、第十一条に二項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定、第十五条规定書を加える改正規定、第十九条の改正規定（「狩獵免許」及び「狩獵免状」を改める部分を除く。）、第二十条の改正規定（「本法又ハ本法ニ基キテ發スル總理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る。）、第二十条ノ四及び第二十一条の改正規定、第二十二条第一項の改正規定（「若ハ其ノ更新、登録」を加える部分を除く。）、第二十二条の改正規定（第四条第七項）を改める部分に限る。）、第二十二条ノ四及び第二十二条ノ二本文の改正規定、第二十三条の改正規定（「第十四条第三項」を改める部分を除く。）、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第五项から第七項まで、附則第九項（「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」）を加える部分に限る。）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

12 この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二一日法律第五五号）

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（「三年」を「五年」に改める部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第一項第六号の改正規定、第十一条第一項の改正規定（「第五条の五」を削る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（「許可証」の下に「（第九条の五第二項の認定証を含む。）」を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年六月二十日法律第七六号）抄

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（経過措置）

2 この法律の施行の際に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条第四項及び第五条の二第二款

2 この法律の施行の際に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第五条の五の規定により猶銃の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習指導員の猶銃の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際に旧法第五条の五の規定による合格証明書又は教習修了証明書（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。）は、新法の規定による合格証明書又は教習修了証明書とみなす。

7 この法律の施行の際に都道府県公安委員会に対してされている旧法第五条の五の規定による猶銃の所持の許可の申請は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日までの間に申請者が申し出たときは、当該申請に基づき新法第五条の四第一項の技能検定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

8 この法律の施行の際に旧法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されている施設は、新法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されたものとみなす。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下の項において「改正規定」という。）の施行の際に改正規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定による所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分（第七条の三第二項の規定による許可の更新を除く。）



ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則（平成二一年一二月二二日法律第十六〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第三百五十三条、第三百六十六条、第三百二十二条、第三百二十六条第二項及び

第千三百四十四条の規定

（公布の日）

**第三条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一四年五月一五日法律第四三号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一四年七月一一日法律第八八号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一七年七月一一日法律第七七号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

、第一条、第五条、第八条、第十一條、第十一条、第三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五

条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定

（布の日）

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び罰則に関する経過措置

（罰則に関する経過措置）

**第五十六条** 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則にかかる経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成一八年五月二四日法律第四一号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一八年五月二四日法律第四二号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一八年五月二四日法律第四三号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一八年五月二四日法律第四四号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一九年一月三〇日法律第六二号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日法律第八六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** 第二条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定

（公布の日から起算して一年月を経過した日）

**第三条** この法律は、公布の日から起算して一年月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二〇年一二月五日法律第八七号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二〇年一二月五日法律第八八号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二〇年一二月五日法律第八九号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二〇年一二月五日法律第九〇号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年月を経過した日から施行する。

号の規定による当該猟銃の所持の許可を受けようとする場合については、新法第五条の二第三項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**第四条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の範囲に同号に掲げる規定の施行により新たに同号に掲げる規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「第一号新法」といふ）

（特定刀剣類となる物（以下「第一号新法」といふ））

（特定刀剣類）

（特定刀剣類所持者）





係る処分が行われるまでの間は、同項の指定を受けたものとみなす。

(罰則)

**第六条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定クロスボウを発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反した者は、「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」

**第八条** 附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合には、当該違反行為をした者は、「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」

**第九条** 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合は、「当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」

**第十条** 附則第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

**第十一條** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、「二十万円以下の罰金に処する。」

**第十二条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第一項から第三項までの規定に違反したとき。

**二** 附則第二条第三項において準用する新法第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

**三** 附則第三条第五項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなかつたとき。

**第十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第八条、第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(政令への委任)

**第十三条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

1 (施行期日)  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇

(号) 抄

第一条 (施行期日)  
この法律は、令和六年四月一日から施行する。(政令への委任)

第七条 (施行期日)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第四八

(号) 抄

(施行期日)  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第四八

(号) 抄

第一条 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第十四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十

六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

一 附則第十四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十

六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

第一条 (政令への委任)  
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 第十四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十

六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日